

2024年5月20日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2024年 税理士受験対策シリーズ 消費税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2024年 税理士受験対策シリーズ

消費税法 理論サブノート (2023年8月18日第23版発行)

ISBN 978-4-86783-034-5 C1034

改訂内容

改訂頁	改訂箇所
P. 14 1-2	[1] (2)⑤ ⑤公共施設等運営権 公共施設等の所在地 ↓ ⑤公共施設等運営権、 <u>漁港水面施設運営権</u> 公共施設等、 <u>漁港</u> の所在地
P. 49 2-10	余白に次ページの文章を追加
P. 71 7-1	[4] (2)の下に次ページの文章を追加
P. 95 7-11	[2] (1)③の下に次ページの文章を追加

※ 次ページの規定中のアンダーラインが付されている箇所は、赤文字に相当する用語となります。

< P.49 2-10に追加 >

[4] 金地金等の仕入れ等を行った場合 (法12の4③、令25の5④)

(1) 内容 ★★

事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に金地金等の仕入れ等を行った場合において、その課税期間中のその金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額であるときは、その金地金等の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間からその金地金等の仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

① 金地金等の仕入れ等

金地金等（金又は白金の地金その他これに類する資産をいう。）の課税仕入れ等（その課税期間において棚卸資産の調整の適用を受ける棚卸資産に係る課税仕入れ等を含む。）をいう。

② 高額であるとき

金地金等の仕入れ等を行った課税期間中のその金地金等の仕入れ等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の100/110相当額及び保稅地域から引き取られるその資産の課税標準である金額の合計額が200万円以上であるときをいう。

なお、課税期間が1年未満である場合には、これを年換算した金額とする。

(2) 適用除外 ★

基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合、課税事業者を選択している場合、特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例、相続、合併・分割等があった場合の納税義務の免除の特例、新設法人の納税義務の免除の特例、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例、高額特定資産の仕入れ等を行った場合又は高額特定資産等について棚卸資産の調整の適用を受けた場合の納税義務の免除の特例により課税事業者となる場合には、この規定は適用されない。

< P.71 7-1 [4] (2)の下に追加 >

(3) 課税仕入れに係る資産が輸出物品販売場における免税により消費税が免除された物品に係るものであることを知りながら行った課税仕入れに係る消費税額

< P.95 7-11 [2] (1)③の下に追加 >

④ 事業者が金地金等の仕入れ等を行い、その課税期間中のその金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である場合に該当するとき（①～③に該当する場合を除く。）

…その該当する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間